

目 的

- 病院機構の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化

評価主体

- 知事（地方独立行政法人法第 28 条 他）
 - ・ 中期目標を指示する「知事」が評価を行う
 - ・ 知事は、評価にあたり予め評価委員会の意見を聴く
 - ・ 病院機構は、自己評価を明らかにした報告書を提出

区 分

- R 6 年度評価
 - ・ 項目別評価・・・第 4 期中期計画 4 1 項目の 5 段階評価（S・A～D）及び 特記事項（各委員の個別意見等）
 - ・ 全 体 評 価・・・項目別評価の抜粋等

- 業務の実施状況や自己評価の理由等について、客観的・専門的観点からヒアリング

- R 6 年度評価
 - ・ 各評価委員による採点の「平均値」及び「特記事項」を参考に「評価書（素案）」を作成

- 「評価書（素案）」が、客観的・専門的観点から適正に評価できているかを審議

- 第 2 回評価委員会の審議を踏まえて「評価書（原案）」を作成
- 評価委員会から、「評価書（原案）」が適正な評価である旨の意見書

- 評価書の確定、病院機構への通知、議会への報告等

スケジュール

